

## 第 1 提言の趣旨

### 1 提言の趣旨とこれまでの経過

福岡市は、平成 16 年 4 月から、「自治協議会制度」をはじめとした新たなコミュニティ関連施策（注 1）を実施しています。

本検討会は、平成 18 年 10 月から、これらの施策の成果と課題を検証するとともに、住民自治及び市民と行政との共働によるまちづくりを推進するためにコミュニティ（注 2）に関する市の施策が今後どのようにあるべきかを検討してきました。（下表参照）

この「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第 2 次）」は、昨年 10 月に行った第 1 次の提言に続き、コミュニティに関する市の施策のあり方や今後必要な取り組みなどを、市に提言するものです。

（注 1）コミュニティ関連施策＝本提言では、コミュニティに関係している市の施策、例えば、次のような施策の総称として「コミュニティ関連施策」という言葉を用いています。

- 例）・市がコミュニティの活動や運営への支援・協力（補助金の交付や情報提供・助言、講師の派遣など）を行っている施策（⇒活力あるまちづくり支援事業補助金の交付、校区担当職員の配置、地域活動アドバイザーの派遣 など）
- ・市がコミュニティに市の事業への協力を依頼している施策（⇒催しなどへの参加要請、工事などの情報の周知、表彰候補者や委員などの推薦 など）

（注 2）コミュニティ＝本提言では、同じ地域の住民の集まりや、いわゆる「地域社会」を指すものとして「コミュニティ」という言葉を用いています。

表 市のコミュニティ関連施策及びその検討に係るこれまでの経過

|               |                                                                                                                                                          |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 16 年 4 月   | 市が「自治協議会制度」をはじめとした施策を開始                                                                                                                                  |
| 平成 18 年 7～8 月 | 市が「自治協議会・自治会等アンケート」「自治協議会等ヒアリング」を実施 <ul style="list-style-type: none"><li>・自治協議会・自治会等アンケート：自治協議会等会長、自治会・町内会長対象</li><li>・自治協議会等ヒアリング：自治協議会等会長対象</li></ul> |
| 平成 18 年 10 月  | 本検討会が検証・検討に着手                                                                                                                                            |
| 平成 19 年 10 月  | 本検討会が「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第 1 次）」を市に提出                                                                                                                  |
| 平成 20 年 4 月   | 提言を踏まえ、市が「活力あるまちづくり支援事業補助金」の見直しを実施                                                                                                                       |

## 2 本検討会における検討項目と第2次提言の内容

本検討会は、「自治協議会・自治会等アンケート」「自治協議会等ヒアリング」（いずれも平成18年7月～8月に市が実施）の結果などをもとに、平成16年度以降のコミュニティ関連施策の成果を確認するとともに、課題の洗い出しと分類を行いました。その上で、3つの検討項目を設け、検討を行ってきました（下図参照）。

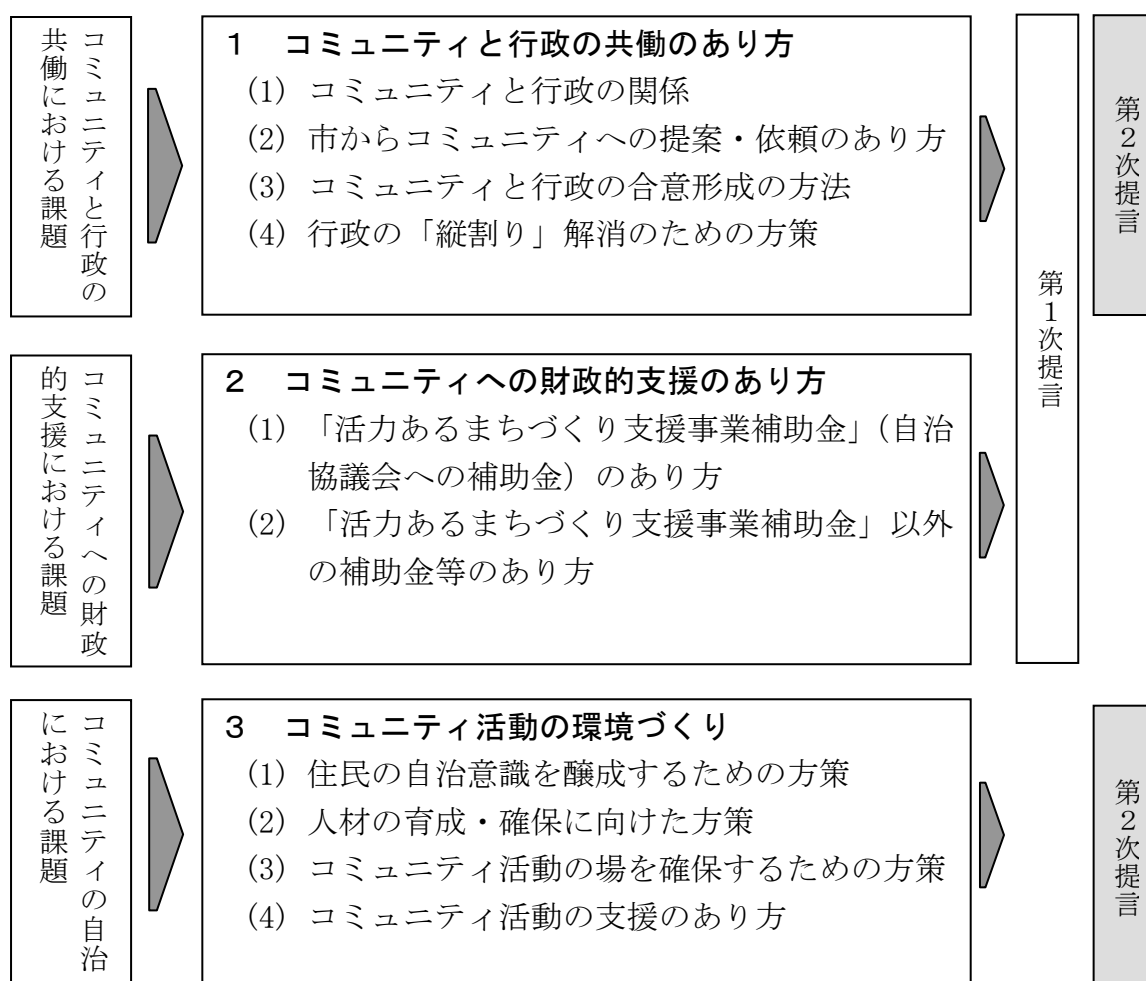
第1次提言においては、これらの検討項目のうち「2 コミュニティへの財政的支援のあり方」を中心に「活力あるまちづくり支援事業補助金」の見直し案などを取りまとめるとともに、「1 コミュニティと行政の共働のあり方」について、取り組みの方向を示したところです。

今回の第2次提言においては、目指す姿を改めて明らかにした上で、「1 コミュニティと行政の共働のあり方」「3 コミュニティ活動の環境づくり」について検討を行い、それぞれ「コミュニティと市の共働に向けた取り組み」「コミュニティの自治の確立に向けた方策」として、取り組むべき内容を示しています。

### 図 本検討会における検討項目等

〈課題の分類〉

〈検討項目〉



---

## 第2 目指す姿と取り組みの方向

---

### 1 基本的な考え方と現在の状況

防犯・防災、子育てや福祉などの課題を解決し、真に住みよい地域をつくっていくためには、住民が自ら地域のことを話し合い、自分たちに必要な活動を自分たちで決定・実施すること、すなわち「自治」が不可欠です。また、コミュニティと市が「共働」で取り組んでいく必要があります。

平成16年度に市が開始した、自治協議会制度の実施や各区役所への地域支援部の設置、校区担当職員の配置などの施策（下表参照。詳細は資料編●ページ参照）は、この「自治」と「共働」を進める上で、重要な役割を果たすものです。

現在、全市の約95%の小中学校区で自治協議会が設立されており、本検討会が第1次提言において整理したように、「校区運営の円滑化」「民主的な運営の推進」など、コミュニティにおいて大きな成果が得られています。一方、今後に向けては「コミュニティと行政双方の認識の不足」「住民の自治意識の希薄化」「活動を担う人材の不足」など、解決すべき課題が残っています。（下表参照）

**表 平成16年度開始のコミュニティ関連施策と成果・課題**

（詳細は資料編●ページ参照）

#### (1) 平成16年度開始のコミュニティ関連施策

- 自治協議会制度を創設
- 校区で自主的に取り組む事業に活用できる補助金を創設
- 区役所に「コミュニティの総合窓口」として地域支援部を創設
- 区の地域支援部に校区を担当する校区担当職員を配置
- 公民館を区役所へ移管し、コミュニティ支援の体制を強化

#### (2) 成果と課題

##### 1) 平成16年度開始のコミュニティ関連施策の成果

- ① 校区運営の円滑化
- ② 民主的な運営の推進
- ③ 透明性の高まり
- ④ コミュニティ活動の活性化
- ⑤ コミュニティ主体の取り組みの開始
- ⑥ 行政との連携強化

##### 2) 今後のコミュニティづくりに向けた課題

- ① コミュニティと行政の共働における課題
  - ・ コミュニティと行政双方の認識の不足
  - ・ 町世話人の廃止に伴う依頼事項の整理
  - ・ 行政本位の施策の立案、実施
  - ・ 行政の「縦割り」（区レベルの各種団体など）
- ② コミュニティへの財政的支援における課題
- ③ コミュニティの自治における課題
  - ・ 住民の自治意識の希薄化
  - ・ 活動を担う人材の不足

## 2 目指す姿と取り組みの方向

本検討会においては、今後の取り組みの検討にあたり、まず、

「目指すべきコミュニティの自治のあり方、コミュニティ活動のあり方はどのようなものか」

「コミュニティの自治、コミュニティ活動に関する市の基本的なスタンスはどのようにあるべきか」

などの議論を行いました。

その上で、次の2つを「目指す姿」として整理しました。

### 《 目指す姿 》

#### ◆ コミュニティにおいて自治が行われている

- 地域の課題を解決し住みよいまちをつくるため、小学校区（校区）を基本的な単位として、自治協議会を中心に、自分たちの地域のことを話し合い、必要な活動を決定・実施している。
- 自治会・町内会が、多くの住民の参加のもとで活発に活動し、自治協議会を中心とした校区のコミュニティづくりを支えている。
- 市は、コミュニティの自治が行われ、住民の合意のもとで民主的に運営されるよう、各種の施策を展開している。

#### ◆ コミュニティと市が共働している

- 「住みよいまちをつくる」という共通の目標に向け、コミュニティと市が、それぞれの役割を果たしながら、対等なパートナーとして、双方で知恵を出し合い、力を合わせて取り組んでいる。
- 市は、自治のもとでコミュニティが行う活動に対し、必要な支援（コミュニティだけでは対応が難しい事項に関する支援など）を行っている。

これらの姿が実現されるよう、市においては、平成 16 年度に開始した各施策を今後もしっかりと継続するとともに、十分な成果が得られず課題が残されている部分について施策の充実を図り、コミュニティと連携しながら、さらに着実に取り組みを行っていくことが必要です。

具体的な取り組みや方策については、第3及び第4において述べていきます。

---

### 第3 コミュニティと市の共働に向けた取り組み

---

第1次提言で整理した「コミュニティと行政の共働における課題」（「コミュニティと行政双方の認識の不足」「町世話人の廃止に伴う依頼事項の整理」「行政本位の施策の立案、実施」「行政の『縦割り』」＝3ページの表参照）を解決し、目指す「共働」を実現するためには、次のような取り組みが必要であると考えます。

#### 1 コミュニティと市の対等なパートナー関係の確立

コミュニティと市の共働に向けては、まず第一に、「コミュニティと市は、上下関係などのない『対等なパートナー』である」ことを、双方がしっかりと理解・認識することが必要です。

また、市においては、福祉や基盤整備など、各分野で地域にかかわる施策を実施するにあたり、コミュニティに対してさまざまな依頼等（協力依頼や連絡、提案など）を行っていますが、これらの依頼等が、対等なパートナーであることに照らし合わせて適切であるかを改めて確認・整理し、必要な見直しを行うことが強く望まれます。

#### (1) 市とコミュニティ双方の意識の改革

##### ① 市職員の意識改革

市においては、地域にかかわる施策を実施するにあたり、コミュニティの意見や状況を理解せずに市の考えを押し付けたり、市の都合だけで依頼等を行ったりすることがないように、トップのリーダーシップのもと、職員一人ひとりの意識の改革を徹底して行うことが必要です。

市の多くの部署は、施策を通じて、コミュニティと何らかのかかわりを持っています。しかし、特に、コミュニティとじかに接することが少ない部署においては、「自治」「自治協議会制度」「共働」など、基本的な考え方が十分に理解されていない状況があることから、全職員を対象に、考え方をまとめた手引きを作成・配布したり、職員研修を実施したりする必要があります。

##### ② コミュニティの理解促進

コミュニティにおいても、自治協議会会長や自治会・町内会会長などを中心に、「自治協議会による自治のもと、市と共働で住みよいまちをつくる」という意識の形成をさらに推し進めることが重要です。

各区の自治協議会会長や校区の自治会・町内会会長の集まりなどにおいて意見交換や勉強会を行ったり、コミュニティと市が協力して区・校区単位の研修会を行ったりすることなどにより、レベルアップを図っていくことが望まれます。また、市においては、特に必要な事項を分かりやすくまとめた手引書を作成し、コミュニティに提供していくことも必要です。

## (2) 市からコミュニティへの依頼等の見直し

市からコミュニティへの依頼等（協力依頼、連絡、提案＝資料編●ページ参照）については、町世話人制度の時代のまま、考え方や内容の整理がなされずに、市からコミュニティに対して行われ続けているものが多数見受けられます。

このため、市において、現在依頼等を行っている事項について、

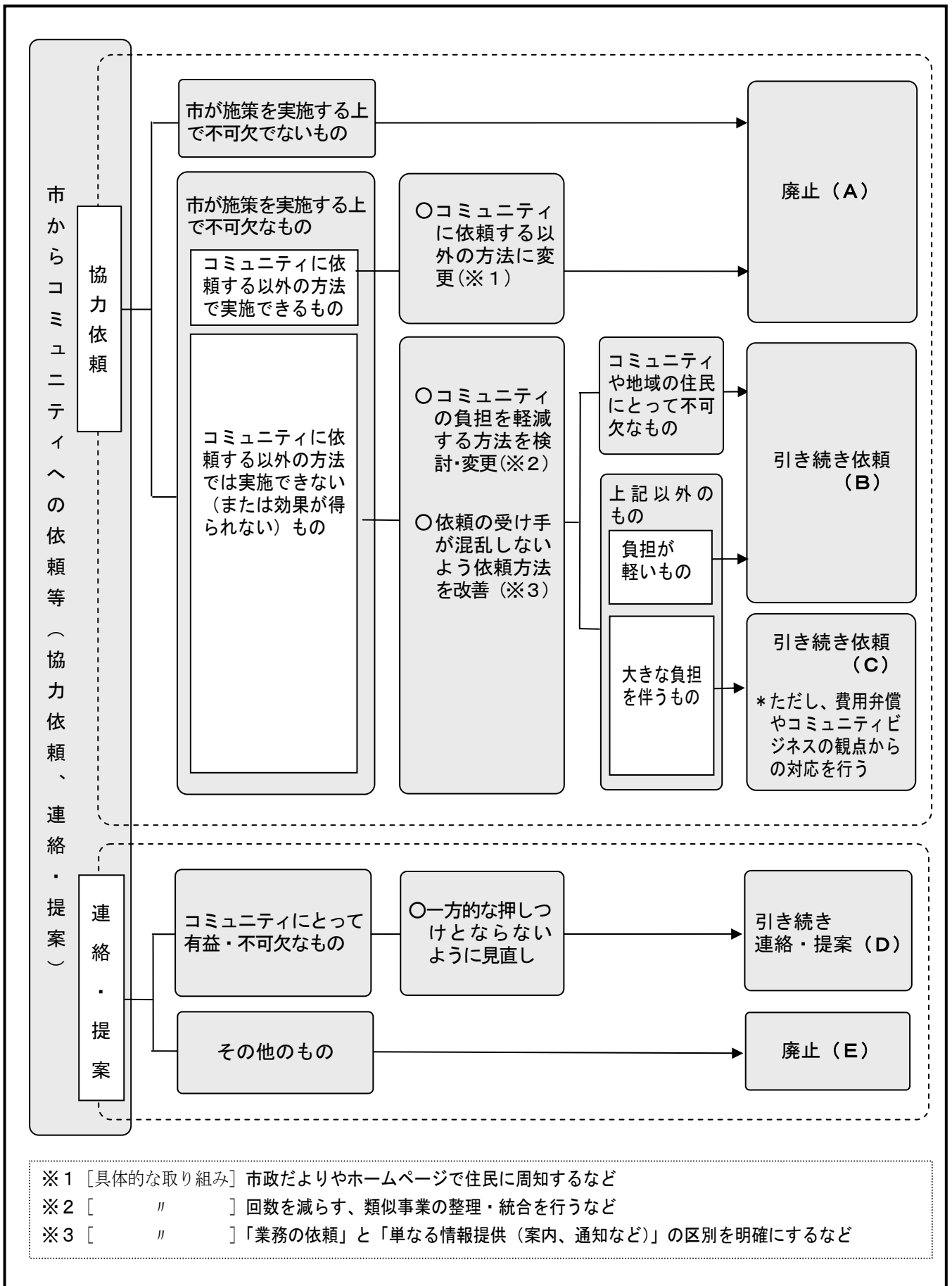
- 本来市が実施すべき業務でありながら、コミュニティに協力を依頼しているもの＝「協力依頼」
- コミュニティにとって有益または不可欠であるとの判断から、市がコミュニティに連絡や提案を行っているもの＝「連絡・提案」

の2つに分類し、右図の手順により、個別に考え方を整理し、廃止も含めた見直しを進めていくことを提案します。

特に、「協力依頼」については、市民生活に深くかかわるものもあるため、今後とも、コミュニティが一定の協力を行う必要はありますが、市からの協力依頼に応じることがコミュニティにとって大きな負担となっている現実があることから、抜本的な整理・削減に取り組むことが不可欠であると考えます。

なお、見直しにあたっては、「委員の推薦」「研修会への出席」など代表的な項目ごとに、市としての基本的な考え方（「廃止」「引き続き依頼」など）をコミュニティに示した上で、コミュニティの意見を踏まえて、個別の施策について今後のあり方を決定・実施していくことが望まれます。

図 市からコミュニティへの依頼等の見直しの手順



## 2 コミュニティの基本単位である「校区」重視の施策の推進

コミュニティにおいては、小学校区（校区）を単位とし、自治協議会を中心として自治が進められています。しかし、市においては、自治協議会制度の開始から4年が経過した現在も、校区の自治を前提とした施策への転換が十分には進んでいない状況があります。

また、「市が責務として実施する施策（市の施策）」と「コミュニティが自ら決定・実施する活動（コミュニティ活動）」の区分けが、全職員にきちんと理解されていないことから、施策の実施やコミュニティ活動の支援を行う上で、市において混乱が生じている状況が見られます。

今後、市においては、職員の理解を促進することによって、こうした状況の解消を図り、改めて、校区重視の施策を推進していくことが重要です。

### (1) コミュニティ関連施策の進め方の見直し

市においては「市が責務として実施する施策」と「コミュニティが自ら決定・実施する活動」の区別を明確にし、それぞれ、次の方向で進め方の見直しを行う必要があります。

#### ① 市が責務として実施する施策

市が責務として実施する施策については、市が、一方的・全市一律に施策を決定しコミュニティに通知するのではなく、コミュニティの自治を前提に、コミュニティの意向を踏まえて決定・実施することを、市内部で徹底する必要があります。

市において、施策の内容を確定する前の段階で、これまで以上にコミュニティと協議を行ったり、場合によっては、コミュニティが実施内容をメニューの中から選択できるような方式を検討していくことなどが望まれます。

#### ② コミュニティが自ら決定・実施する活動

コミュニティが自ら決定・実施する活動については、市が支援・協力を行う場合も、「選択するのはコミュニティである」ことを認識し、「市の意向の押し付け（全市一律に実施するなど）は行わない」ことを徹底する必要があります。

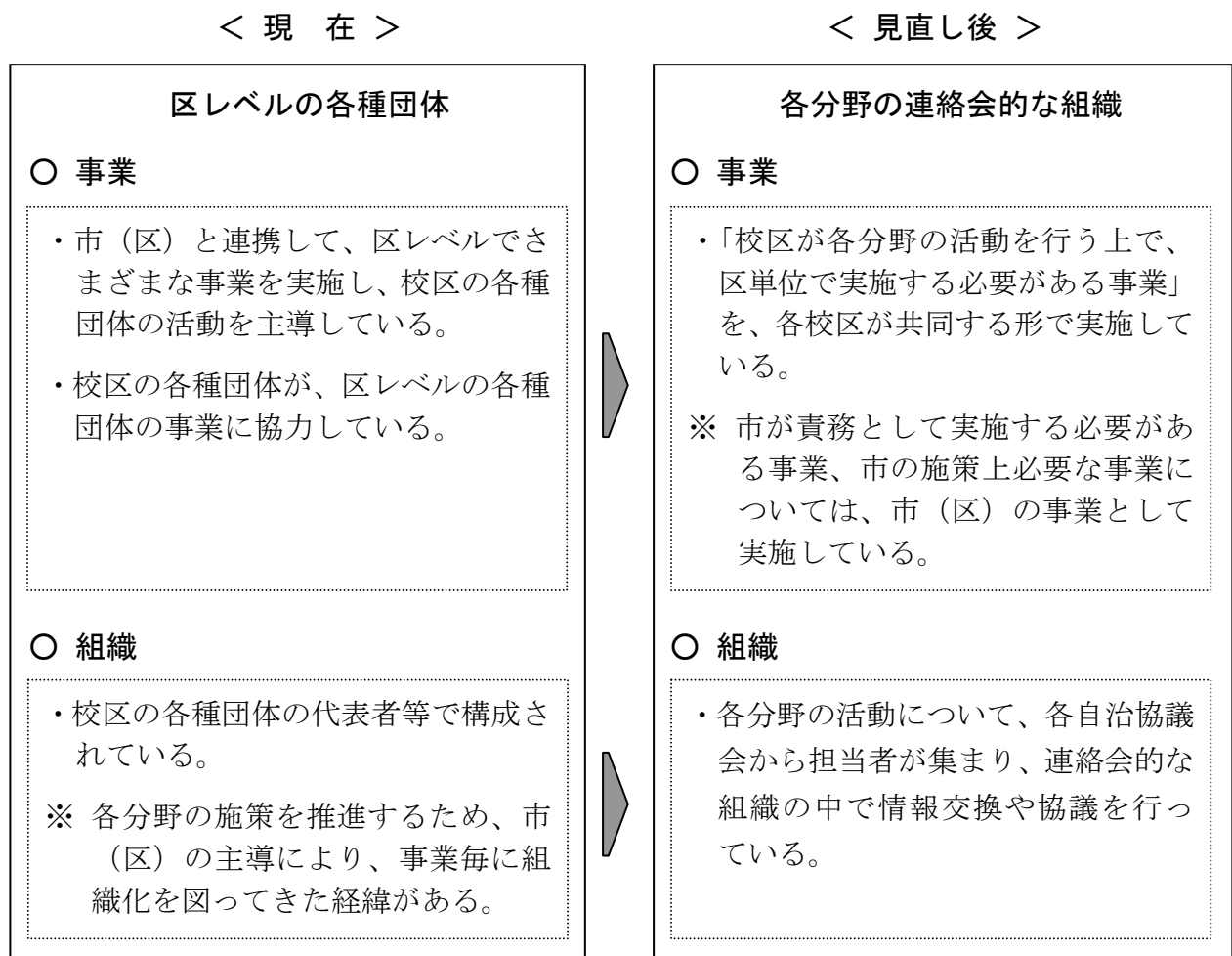
## (2) 区レベルの各種団体のあり方の見直し

各校区で「自治協議会」が設立され、校区の各種団体がすでに自治協議会の一員として活動している一方で、区レベルの各種団体（区単位で各分野の活動を行う団体＝資料編●ページ参照）が、現在も、平成15年度以前と同様に校区の活動を主導している状況が見受けられます。校区が、自治協議会を中心に、各分野の活動を自ら決定・実施できるようにするためには、区レベルの各種団体についても、事業や体制の見直しを進める必要があります。

具体的には、これまでの「区レベルの各種団体が、区単位の事業を通じて校区の各分野の活動を主導する」というあり方から、「どの分野においても、まずは校区が主体的に活動し、各校区から分野ごとに担当者が集まって情報交換や協議を行う」というあり方に転換していくことが望ましいと考えます（下図参照）。

なお、見直しにあたっては、それぞれの団体が果たしている役割や現状を十分に踏まえ、各分野における活動の今後のあり方を関係者と協議しながら、段階的に進めていく必要があります。

### 図 区レベルの各種団体の見直しの方向



### 3 コミュニティと市の連携の強化

「コミュニティの総合窓口」として各区に地域支援部が設置され、校区担当職員が配置されたことにより（資料編●ページ参照）、コミュニティにおいては「顔の見える市役所となってきた」などの評価があり、コミュニティと市の連携強化が進んでいます（資料編●ページ参照）。

今後も、地域支援部が、コミュニティと市の接点、コミュニティと市の各部署のつなぎ役としての役割を果たすとともに、校区担当職員や公民館を中心に、コミュニティ活動の支援にさらに取り組んでいくことが重要です。

そのために、地域支援部の組織体制を最適なものへと見直していくことも必要であると考えます。

#### (1) 「コミュニティの総合窓口」の機能充実

市の業務内容は多岐にわたり、組織の編成も複雑です。そのため、コミュニティにおいては、地域にかかわる各施策の窓口さえ分からない現状があります。このため、各区の地域支援部においては、道路や公園などの基盤整備も含め、市が地域で実施するさまざまな事業について、コミュニティと市のやり取りが円滑に進むよう、コミュニティのニーズに合わせて、必要な連絡調整を行っていくことが重要です。

同時に、市内部においては、市組織の縦割りがコミュニティにおいて混乱を引き起こすことがないように、地域支援部を中心に、組織間の連携や情報共有をさらに進めていく必要があります。

また、地域支援部は、コミュニティの自治にかかわる窓口です。本提言において、「第4 コミュニティの自治の確立に向けた方策」の中で、自治の確立に向けたさまざまな取り組み（「魅力的な自治協議会、自治会・町内会づくり」「自治会・町内会加入の促進」「コミュニティ活動を担う人材の確保」など）を提案していますが、これらの取り組みについて、地域支援部とコミュニティが話し合いながら、一つひとつ具体化を進めていくことが必要であると考えます。

## (2) コミュニティ活動支援の強化

地域支援部は、現在、校区担当職員や公民館を中心に、主に自治協議会の設立と組織運営の支援に取り組んでいます。しかし、自治協議会制度の開始から4年が経過し、すでに多くの校区で自治協議会が設立され、その運営も軌道に乗りつつあることから、今後は、現在行っている支援に加えて、次の方向で、自治協議会の活動支援にこれまで以上に取り組んでいくことが望まれます。

### ① 校区担当職員

校区担当職員は、自治協議会等の運営や活動に際し、

- 自治協議会等が、コミュニティ活動を行う際に活用できる各種の支援施策（市や、市の外郭団体が実施しているものなど）
- コミュニティ活動や組織の運営を行う上で参考となるような事例
- 他の校区の状況

などを幅広く把握し、適切に、情報提供や助言などを行っていく必要があります。

また、校区担当職員がこのような役割を担うことができるよう、校区担当職員に対する研修の強化を図っていくことが重要です。

### ② 公民館

公民館においては、校区内に立地しているという利点を最大限に生かし、自治協議会等と十分にコミュニケーションを取りながら、校区のニーズや状況を踏まえて、

- 事業の実施に必要な情報の提供
- 自治協議会への事務スペースの提供
- 事務機器やインターネット用回線の提供

などの支援を行っていく必要があります。

また、公民館がさらに効果的にコミュニティ活動の支援を行えるよう、各区において、公民館職員がより高度で幅広い知識を身につけるための研修や、校区担当職員による公民館への情報提供、助言・指導を行っていくことが重要です。

### (3) 公民館と自治協議会の連携の強化

公民館は、校区のまちづくりの大きな鍵となる施設です。自治協議会と公民館が、それぞれの事業を実施するにあたって事前に話し合い、連携しながら、よりよい地域づくりに一緒に取り組んでいくことが重要です。

公民館では、人権や子どもの健全育成などコミュニティにおける重要な課題についての学習機会の提供やコミュニティで活動できる人材の育成などを行っています。このような公民館が本来持っている機能を活用し、自治協議会とともに取り組んでいくことが求められます。

事業の実施にあたっては、自治協議会等の活動と調整を行い事業の重複を避けたり、事業の目的・内容を自治協議会等と十分に協議することによって、より地域への貢献度が高いものとなるよう努めたりすることなどが望まれます。

また、場合によっては、自治協議会が実施する事業に対する共催などの支援をさらに強化することなども必要であると考えます。

---

## 第4 コミュニティの自治の確立に向けた方策

---

第12回検討会（8月5日）での骨子案  
についての議論をもとに、第13回検討  
会において文案を記載する予定